

警 備 業 務 委 託 仕 様 書

警備業務委託契約に基づく仕様は次のとおりとする。

1 警備の対象範囲

甲の所管する下記的全キャンパス構内及び下記に指定する校舎の内外

(1) 首里当蔵キャンパス

管理棟・一般教育棟、音楽棟及び福利厚生棟
美術棟、体育館、附属図書・芸術資料館及び奏楽堂

(2) 首里金城キャンパス

芸術文化研究所棟

(3) 首里崎山キャンパス

デザイン・中央棟、工芸棟、彫刻棟(1)、彫刻棟(2)及び彫刻棟(3)

2 警備時間

(1) 首里当蔵キャンパス、首里崎山キャンパス

昼勤 午前9時から午後5時
早夜勤 午後5時から翌日午前1時
遅夜勤 翌日午前1時から翌日午前9時

(2) 首里金城キャンパス

機械警備（教職員不在時における施錠開始から解除まで）
巡回警備（毎日1回ずつの開門および閉門、不定時）

3 警備員の配置

30歳以上で心身ともに健康で臨機応変の措置ができ、誠実勤務で信頼のおける者について、常時2名を下記の曜日およびキャンパスごと指定したとおりに配置すること。また、首里当蔵キャンパスに配置する警備員のうち少なくとも1名は普通自動車運転免許を有することを必須とする。

(1) 平日（月曜～金曜）

首里当蔵キャンパス	・昼勤 2名	・前夜勤 1名	・遅夜勤 1名
首里崎山キャンパス	・昼勤 0名	・前夜勤 1名	・遅夜勤 1名

(2) 土曜・日曜・祝日・国民の休日

首里当蔵キャンパス	・昼勤 1名	・前夜勤 1名	・遅夜勤 1名
首里崎山キャンパス	・昼勤 1名	・前夜勤 1名	・遅夜勤 1名

(3) 例 外

6月23日（慰霊の日） … 平日であった場合でも、(2)の休日配置とする。
12月29日～1月3日（冬休み） … 平日・休日にかかわらず、(2)の休日配置とする。
※但し、各キャンパスの状況に応じて警備員は配置箇所を変更することがある。
※首里当蔵キャンパスの配置員2名は、互いに連携協力して業務を行うこと。

4 業務従事者名簿等の提出

乙は従事者名簿、3における配置計画を作成し、甲の事務局担当者に提出すること。また、乙は事件事故、災害等における対応等のための委託業者内での連絡体制及び従事者勤務応援体制を作成し、提出すること。また、3における配置者を変更する場合は、甲に対し速やかに連絡すること。

5 業務の範囲

- (1) 上記1で指定した警備の対象範囲における防災、守衛業務
- (2) 上記1で指定した校舎の鍵の管理及び校舎の施錠、開錠及び状況確認
- (3) キャンパス門扉及び校舎（共用部）出入口ドアの開閉、出入管理
- (4) キャンパス内及び上記1で指定した校舎内の巡回点検
- (5) 火元確認及び消火器等の定位置確認
- (6) 不審行動者の早期発見と取締排除、警察への連絡通報
- (7) 遺失物の保管および甲への速やかな届出
- (8) 怪我人・急病人を発見した場合の応急措置及び各連絡先への通報
- (9) 緊急を要する施設の不具合（水漏れ、ガス漏れ、漏電等）を発見した場合の応急措置及び各連絡先への通報
- (10) 来訪者、工事関係者等の出入管理
- (11) 学生、教職員、委託業者、出入業者、来客等、学校関係者車両の適正な駐車区画への誘導
- (12) 無断駐車車両の排除、悪質な場合の警察通報
- (13) 首里金城キャンパス芸術文化研究所へ事務文書等の配布、回収
※平日の11時から14時の間に首里当蔵キャンパス警備員（昼勤）が毎日1往復すること。
- (14) 当蔵崎山キャンパス間シャトルバス（2月までの平日1日1.5往復）の構内通行誘導
※当蔵キャンパス警備員（昼勤）が行うこと。
- (15) 当蔵崎山キャンパス間借上タクシーチケット配布・回収対応（2月までの平日17時30分から18時15分まで）
※崎山キャンパス警備員（早夜勤）は利用学生へタクシーチケット（最大9枚）配布
当蔵キャンパス警備員（早夜勤）は利用学生からタクシーチケット（最大9枚）回収
- (16) 業務日誌を作成し、毎日職員に報告し、その承認をうける。
- (17) その他、特に協議する項目

6 勤務実施の要領

- (1) 警備員は勤務中は常に制服を着用し、外来者が一見して判明できるよう、巡回点検時を除いて各キャンパス警備員詰所において勤務すること。
- (2) 不審者に対しては毅然とした態度で臨む一方で、大学イベント等の来客・非常勤講師等に対しては大学の品位を貶めることの無いよう細心の注意を払うこと。
- (3) 警備員相互および教職員学生との連絡用に携帯電話を貸与するが、私的利用が判明した場合は私的利用にかかる料金を警備員に請求する。
- (4) この仕様書に定めのない軽微な事項については、沖縄県立芸術大学職員の指示に従うこと。
- (5) 令和7年3月31日まで委託している那覇相互警備保障株式会社から円滑に業務を引き継ぎ、また、令和10年4月1日以降に委託することになる者へ円滑に業務を引き継ぐこと。引き継ぎ者どうしの合意があれば、警備員を引き継ぐことも可能とする。

上記のことは業務従事者の遵守すべき基本的な事項であり、詳細な事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。